

大牟田市企業局下水処理場等包括的維持管理業務委託者審査委員会（第2回）

摘録

日 時：令和4年10月24日（月）

場 所：大牟田市役所 会議室

出席者（敬称略）：

<委員>

山崎惟義（福岡大学名誉教授 工学博士）

川崎智寛（株式会社川崎会計 代表取締役 公認会計士・税理士）

三重野辰巳（大分市上下水道局上下水道部下水道施設管理課 課長）

弘島和則（大牟田市企業局副参与）

飛松修一（大牟田市企業局施設課長）

浅名孝昭（大牟田市企業局施設課水質担当課長）

<事務局>

大牟田市企業局

次第：

1. 開会

2. 議事

（1）契約書（案）

（2）審査要領（案）

3. 閉会

資 料：

資料1 契約書（案）

資料2 審査要領（案）

議事概要：

1. 開会

- 事務局より開会が宣言された。

2. 議事

（1）議題1 契約書（案）

- 資料1に基づき、契約書（案）について、事務局から説明が行われた。

【審議】

- ・第1条第3項の「業務提案書に誤りが発見された場合」とあるが、提案に書いたものは達

成してもらう必要があることから、誤りという言葉に曖昧さが残る。

- ・業務実施段階で提案内容と違っていることをしてもこの項があると協議の対象になるように読めるため、この項は不要ではないか。

→ 提案しているものを実施しないのは認められるものではない。

- ・一般的に契約書や仕様書に出てくる「疑義が生じた場合」として、全体を網羅し、その都度協議する、とした方がいいのではないか。

→ 検討する。

- ・第1条第4項の許認可について、申請書の作成も市が行うのか。受託者が作成した申請書を市が決裁し、提出は受託者が行うことがあるが、そのような表現にしたほうがいいのではないか。または協力するという表現もありうる。

→ 検討する。

- ・第3条第2項の「令和5年4月1日」に時間を明記する必要はないか。時間としては0時でよいのか。

→ 0時となる。

- ・第4条第2項の委託料の支払いを毎月としているが、年4回にしてほしいという企業もあるかと思うが、毎月でいいのか。

→ R3年の業者ヒアリングにおいて、各企業は毎月を希望していたので、毎月とした。

- ・第9条第1項で主たる業務の再委託禁止があるが、これは第2項の「本業務の一部」に含まれない認識でいいか。いいのであれば、第2項に「第1項を除く」を追記して、分かりやすくした方がいいのではないか。

→ 検討する。

- ・第13条の総括現場責任者、第14条の水質管理業務責任者に関して、提案段階の人物が業務開始後すぐに変更されるような場合も考えられるため、それを防ぐような文言を追加した方がいいのではないか。業務開始後1年間は原則変更を認めない、など。

→ 検討する。

- ・別紙5の委託料の変更について、最終年度で変更が発生した場合、次の新しい年度で対応できるのか。予算的にも大丈夫なのか。

→ 変更する可能性がある場合は年度内に協議し、対応する。予算は前年度で予算化する。

- ・別紙6のその他の業務要求水準未達について、減額ポイントの累積で委託料を減額する、とあるが、企業によっては減額されても別のところで得になるなら、あえて水準未達にした方がいいと考えるところもある。減額方法を協議する、とあるが、協議ではあまり効果がないところに落ち着く可能性がある。その場合、業務をしっかりと履行しない企業が出て抑止効果がなくなってしまう。減額する金額がどのくらいになるか試算した方がよい。

→ 検討する。

- ・別紙5の委託料の調整について、電気3%と重油10%のパーセンテージの考え方を聞きたい。また、ペナルティの金額にするとどのくらいになるのか。受託者が使用量を抑制し

て、維持管理に影響があってはいけない。

→ 重油に関して、10%であれば金額にすると80万円程度であり、その金額に対して受託者がリスクをおかすことは考えにくい。受託者の責による第3者への被害については受託者の負担になる。パーセンテージの考え方や減額方法については個別で委員に説明する。

・第26条第4項の「当該措置を講じた年度」は何月まで書いた方がいいのではないかな。

→ 記載する。

・第24条の不可抗力の事象で火災とあるが、記載の必要はあるか。落雷や地震で火災が生じることは考えられるが、過失によるものも入るのではないかな。

→ 受託者の責めに帰す場合は不可抗力ではない。過去に設備から発火したことがあり、原因が不明であったことから不可抗力となったことがあった。記載の必要性については検討する。

・コストが発生するようなクレーム対応が起こった場合の対応はどうか。浸水被害など。

→ 令和2年7月豪雨の浸水被害は、施設運転に問題はなく、施設処理能力以上の降雨による自然災害とされた。

(2) 議題2 審査要領(案)

● 資料2に基づき、審査要領(案)について、事務局から説明が行われた。

【審議】

・2.6の優秀提案者の選定としてAの数が多いものとしているが、どういった理由か。

→ 事務局案としてAの数としている。委員の意見に委ねたい。

・審査項目ごとの評価例は、定量的に評価できるところはなく、定性的である。どこまで書いていけば評価点とするかに関しては、委員各自で評価するということか。

→ そう考えている。

・評価項目として記載されているものが要求水準のどこに書いてあるか参照があるとよい。

→ 対応する箇所を追記することを検討する。

・ABCDの判断はどう考えるか。

→ 基本的な評価方法として、要求水準を満たすのみでは、D評価とし、それ以上の提案や工夫があるものに対して、その上の評価を付けていく。

・定量的なものは判断しやすいが、文書だけだと評価していいものか判断しにくい。

→ 抽象的で分かりにくい書き方や、内容に疑問があればヒアリングで確認してもらいたい。

・セルフモニタリングに関して、どのような項目を確認しているか、報告書を含め別紙でいいので提示してほしい。

→ 検討する。

・セルフモニタリングの評価例では分かりにくく、評価しにくい。

- モニタリングにどのようなスタンスで臨むか記載があるかどうかを評価してほしい。
 - ・同じような評価項目が複数の審査項目であるがそれでいいのか。区別できるような表現の方がいいのではないか。
- 評価項目によっては重複するが、その項目に記載があるかどうかで判断してほしい。
 - ・価格点と技術点について、何点くらいで逆転するか、試算はしているか。
- 試算していないので、試算する。
 - ・価格点の得点化方法では、1 者の場合は満点になる計算方法であるが、1 者の場合は、ほぼ上限価格の満額とすることが多いが、それでも満点としていいのか。
- 技術点では足切り点数を設けているが、価格点については設けない。
 - ・3.3 の技術点の得点化方法において、足切り点数を設けているが、これは図 1 に記載した方がいいのではないか。
- 記載する。また、足切り点数は重要事項なので、項目を設けて記載する。
 - ・図 1 の優先交渉権者決定フローにおいて、「軽微な書類不備は例外あり」とあるが、これはどこまでを軽微とするかの線引きが難しくなると考えられるので、不要ではないか。
- 定義づけができるか検討し、必要に応じて修正する。
 - ・セルフモニタリングの具体的な評価例のチェック数が一つ不足している。
- 修正する。

3. 閉会

- 閉会にあたり、事務局より、以下の連絡があった。
 - ・プロポーザル実施要領に関する質問の回答を HP に公開している。
 - ・本日議論のあった意見を踏まえ修正し、一覧表にまとめ、メールで送付します。委員の皆様を確認いただいた後、目安として、11 月 10 日頃に公表予定である。
 - ・次回の委員会は令和 5 年 1 月 13 日（金）とし、応募者のヒアリング及び優先交渉権者決定の審議を行う。開催時間は午後からを予定するが、参加者数によって変更になることもあるので、参加者数が決まり次第確定する。

以上